

請願者
住 所
電 話
紹介議員

マイナンバーカード取得の任意性を尊重する請願書

請願趣旨

マイナンバーカードの取得は本来、法的にも任意です。しかるにデジタル相は健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードへの一体化を図ろうとしています。

現在の健康保険証でも不都合がないのに、それに運転免許証やクレジットカードともつながり、経営では消費税のインボイスともつながっていきます。個々人の資産管理も徹底され医療・介護のなど社会保障の負担増にもつながりかねません。

様々なナンバー化は個々に必要であるとしても、国の一元的番号制は個人情報の強制的な管理となり情報漏えいの心配もあります。零細経営でマイナンバーの設備投資についていけないことや「独居老人」などでデジタル化に対応できない人々の社会的生存権を奪うことにもなりかねません。

また、地方交付税の交付金でカード取得率ごとに自治体間の格差をつけるとしています。地方交付税は自治体の財源であり、自治体間の「格差を是正し均衡化をはかる」という原則からも外れています。

マイナンバーカードの取得率は2015年から7年も経っても51%（22年10月末総務省調べ）です。世論調査も二分化しています。日本弁護士会も異議をとなえています。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するよう請願いたします。

請願項目

- 1、マイナンバーカードの取得については実質的な強制化としないで、あくまで個々人の任意を尊重すること。
- 2、マイナンバーカードを取得されなかった人への不利益をあたえないこと。
- 3、地方交付税の交付額をマイナンバーカード取得率で自治体間格差をつけないこと。

提出先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 厚生労働大臣 総務大臣
デジタル担当大臣